

糸島しごとのブランド化プロモーション業務の プロポーザルに係る企画提案仕様書

1 業務名

糸島しごとのブランド化プロモーション業務

2 委託期間

契約の日から令和6年3月8日まで

3 履行場所

糸島市内

4 業務目的

糸島市内の農林水産業や商工業、観光業など全ての仕事（糸島しごと）において、魅力ある就業者の「地域に根差した働き方」と、糸島市ならではの余暇の過ごし方など「地域資源の魅力」を発掘して記事化、発信し、「働きたいまち」としてのイメージアップと認知拡大を図り、「糸島しごと」のブランドを確立することで、移住や定住の促進に加え、市内で就業する人の増加を目的とする。

5 業務内容

糸島市内の就業者や事業所を紹介する記事を作成し、メディアに掲載するプロモーションを下記のとおり実施すること。提案にあたっては、以下の条件を満たし、評価表の視点を踏まえたうえで、事業内容が分かるようにすること。なお、業務の一部について、再委託を予定している場合は、提案書に記載すること。

(1) 記事の制作	
制作業務	<ul style="list-style-type: none">・納品記事数は8記事以上とし、多様な働き手（個人・企業は問わない）と地域資源の魅力をからめた記事とすること。 (例. 一次産業従事者×糸島の自然、飲食店シェフ×糸島の食、クラフト作家×糸島での暮らし、テレワーク×移住 など)・1つの記事毎に1名以上の取材対象者を取り上げること。(取材対象者は8名以上)・企画提案には、想定する取材対象者の属性（職種、働き方、人物像など）がわかるような提案や、記事のプロットなど、8記事の具体的な案を記載すること。・一ヵ月につき2記事程度の頻度で納品すること。・記事の企画、取材（アポイント等を含む）、写真撮影、記事の制作を行うこと。・最終的な取材対象者は本市と協議の上、決定すること。・現地に赴き、取材対象者に取材したうえで記事にすること。・記事制作前に、市へ提案者が考える見出しなどを含めた記事の概要を提示し、市の承認後に記事を制作すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記事の最終原稿は本市及び、取材対象者の確認を取り、承認を得た後に随時納品を行うこと。 ・その他記事完成までの一連の業務全般を行うこと。
記事の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・取材対象者や糸島市の魅力が最大限伝わるように、「見やすさ」、「読みやすさ」、「分かりやすさ」のクオリティが高いデザインとすること。(字体、文字の大きさ、色調、レイアウト等) ・1記事あたり、A4判規格(210mm×297mm)の3枚以上とすること。(記事のレイアウト等によっては他サイズも可:例 A3見開きなど) ・1記事あたり、1500字から3000字程度とすること。(記事のレイアウト等によっては文字数の制限を設けない場合もある)
サンプル記事	<ul style="list-style-type: none"> ・上段の記事の仕様を踏まえたサンプル記事を1記事、提案書に添付すること。
(2) 作成した記事のメディア掲載	
<p>(1) で作成した記事は糸島市ホームページでの公開だけでなく、メディアを用いて、市内外への効果的なプロモーションを実施する。プロモーション方法については、WEBメディア、ニュースサイトへの掲載、SNSでの発信など手段は問わないが、下記の点に留意し、提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記事の内容に適したメディアを選定し、訴求ターゲットや掲載方法、掲載期間など効果的な発信となるように提案し、実施すること。 ・訴求ターゲットは糸島市内のこれから就職を行う層、働き方の見直しを考える層及び、大都市圏の20代～40代の転職やワーク・ライフ・バランスの充実を考える層とすること。 ・プロモーションにおける具体的な目標を提示すること。(※リーチ数50,000回など) ・本市とメディア掲載に係る打ち合わせを実施すること。 ・その他、メディア掲載に係る業務全般を行うこと。 	
(3) その他業務提案	
<ul style="list-style-type: none"> ・その他、本業務の目的を達成するために必要な業務提案を行うこと。 	

6 成果品

- (1) 本業務に係る成果品はPDFデータおよび、AIデータにて納品すること。
- (2) 記事に係る写真(ファイル形式はJPGとし、記事に使用した解像度)及びテキストデータ(ファイル形式はword)を関連するコンテンツごとに整理・分類の上、納品すること
- (3) メディアへの掲載の詳細、効果などがわかる資料・データをPDFデータにて納品すること。

7 成果品の著作権等について

- (1) 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- (2) 制作にあたり、使用する画像等は基本的に新規撮影を原則とし、撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受注者において行うこと。既存の画像を使用する場合に

においても手続き等は受注者において行うこと。また、肖像権や意匠権、著作権その他の権利などについて、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、委託業務完了の日から 10 日以内に、実績報告書に関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存し、発注者から提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

9 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係団体と十分な連絡・調整を行い、運営すること。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所もしくは発注者が指定した場所で行うこと。
- (4) 取材対象者へは取材承諾書などにより、本人の承諾を得ること。
- (5) 取材対象者への謝礼については、受注者の負担とする。
- (6) 委託業務にかかる費用で特段記載していない費用については、すべて受注者の負担とする。
- (7) 関係団体、協力者、本業務従事者のトラブル並びに現地におけるトラブル等への対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (8) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (9) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (10) 関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (11) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にし、委託者である市に報告すること。また、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「糸島しごとのブランド化プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5. 参加資格要件」を満たしておくこと。

10 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受

注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行い決定するものとする。